

四万十市告示第84号

四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱を次のように定める。

令和4年8月5日

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市地域交通事業者支援給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少や燃料価格の高騰によって厳しい経営状況となっている市内交通事業者の事業継続を図るため、別表第1に掲げる者（以下「給付対象者」という。）に対して、予算の範囲内で給付金を給付する。

(給付金の額)

第3条 給付対象者に対する給付金の額は、別表第2のとおりとする。

(給付金の給付の申請)

第4条 給付金の給付の申請をしようとする給付対象者は、四万十市地域交通事業者支援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）に、納期限の到来した市税について滞納のないことを証する証明書及び関係書類を添えて申請しなければならない。

2 申請の期限は令和5年1月31日までとし、申請は1事業者につき1回限りとする。

(給付金の給付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、給付金の給付又は不給付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき給付金の給付を決定した場合は、四万十市地域交通事業者支援給付金給付決定通知書（様式第2号）により、不給付を決定した場合は、四万十市地域交通事業者支援給付金不給付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(給付金の給付の決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、給付金の給付の決定を受けた給付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の決定を取消し、又は既に給付した給付金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(実績報告)

第7条 給付金の給付を受けた給付対象者は、四万十市地域交通事業者支援給付金運送実績報告書（様式第4号）を作成し、令和5年4月20日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき給付された

給付金については、第6条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

給付対象者	定義
高速バス事業者	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を営むものであって、施行規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用する事業のうち、専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送する事業（以下「高速バス事業」という。）を営むもの
貸切バス事業者	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）を営むもの
タクシー事業者 （福祉輸送事業限定も含む。）	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営むもの（福祉輸送事業限定も含む。）
運転代行業者	令和4年度より前から四万十市内に営業所を有し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「運転代行業」という。）を営むもの

別表第2（第3条関係）

給付対象者	給付金額
高速バス事業者	高速バス事業の用に供している車両1台につき15万円
貸切バス事業者	貸切バス事業の用に供している車両1台につき15万円
タクシー事業者 （福祉輸送事業限定も含む。）	タクシー事業の用に供している車両1台につき5万円
運転代行業者	運転代行業の用に供している車両1台につき5万円

(表面)

様式第1号(第4条関係)

### 四万十市地域交通事業者支援給付金 申請書兼請求書

四万十市長 様

申請日 年 月 日

四万十市地域交通事業者支援給付金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
また、下記の記名・押印をもって、裏面事項に同意・誓約します。

申請者の情報	所在地	〒		
	申請者	フリガナ		
		事業者名		
		フリガナ		
		代表者職・氏名		
	電話番号			
給付金申請額	車両の区分		所有台数	給付金
	<input type="checkbox"/> 高速バス		15万円 × 台	円
	<input type="checkbox"/> 貸切バス		15万円 × 台	円
	<input type="checkbox"/> タクシー (福祉輸送事業限定含む)		5万円 × 台	円
	<input type="checkbox"/> 運転代行		5万円 × 台	円
金額合計				円

※太枠内のみ記入してください。  
※該当箇所の□欄にチェックを入れてください。

給付金欄は、市で記入します。

振込先口座	(カナ) 口座名義人												
	金融機関名	銀行・信金・信組 労金・農協・漁協	口座番号										
		本店・支店・本所 支所・出張所・店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他										

下記の資料を添付資料として提出してください。

- 市税について滞納のないことを証する証明書
- 経営許可証又は認定証の写し
- 申請日において有効な車検証の写し
- 道路運送法に基づく事業計画書(高速バス、貸切バス、タクシー事業者のみ)の写し
- 代行運転随伴車両の損害賠償責任保険の契約書(運転代行業者のみ)の写し
- 申請書に記載した振込口座(預金通帳)の写し

※裏面【誓約・同意事項】をご覧ください、申請書に必要事項を記入してください。

四万十市事務処理欄

添付資料	口座確認書類	給付決定額
		円

※この申請書は、四万十市において給付を決定した後は、給付金の請求書として取扱います。

(裏面)

**【誓約・同意事項】**

- ① 四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱で定めている全ての申請要件を満たし、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
- ② 申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、排除措置対象者に該当しないなど四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱第6条第2号に該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- ③ 四万十市から申請書類の内容に関して報告等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ④ 申請書類に関して、虚偽や不正が判明した場合、給付金の返還など四万十市の指示に従います。

**【四万十市処理欄】**



様

四万十市長

四万十市地域交通事業者支援給付金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請があった四万十市地域交通事業者支援給付金について、四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱第5条の規定により、下記のとおり不給付とすることを決定したので通知します。

記

不給付の理由：

四万十市長

様

報告者 住所又は所在地  
事業者名  
代表者（職・氏名）

印

四万十市地域交通事業者支援給付金運送実績報告書

四万十市地域交通事業者支援給付金の受給後の運送実績について、四万十市地域交通事業者支援給付金給付要綱第7条の規定により、下記の通り報告します。

記

運送実績

年月	乗客数	売上額
令和4年9月	人	円
令和4年10月	人	円
令和4年11月	人	円
令和4年12月	人	円
令和5年1月	人	円
令和5年2月	人	円
令和5年3月	人	円

※令和5年4月20日までに提出してください。

※この報告書が提出されない場合又はこの報告書の内容に不明な点等がある場合は、別途書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることがあります。